

令和5年度第24回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和5年12月1日（金）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41階）

3 出席者

（委員）中西委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）田中事務局長、新田見任用公平部長、谷試験部長、蓮沼審査担当部長、谷口
総務課長、西巻任用給与課長、野口試験課長

4 議 事

〈議 案〉

第59号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第60号議案 任期付職員の採用の承認について

第61号議案 令和5年度東京都職員キャリア活用採用選考の最終合格基準の決定について

第 59 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった下記の条例について、令和 5 年の人事委員会勧告等に伴う改正であり、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

- 1 第197号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第198号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第199号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第200号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第201号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 第202号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

委員より、一般職の定義について質疑があり、事務局から、地方公務員法上の一般職である旨、回答した。

委員より、条ずれの定義について質疑があり、事務局から、条が新設等されたことにより、条文の引用が変わってしまうことを意味する法律的な用語である旨、回答した。

委員より、勤勉手当の名称について意見があり、事務局から、地方自治法に手当の名称が定まっているため、独自の手当を支給することができず、他自治体や国も同名称である旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

〈以下、非公開案件〉

第 60 号議案 任期付職員の採用の承認について

第 61 号議案 令和 5 年度東京都職員キャリア活用採用選考の最終合格基準の決定について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 5 年 12 月 8 日（金）午前 10 時 00 分から開催することとした。